

生徒心得

互いに人権を尊重し、責任を重んじ、自主的で、かつ協調性のある校風を樹立するよう努力しよう。

〔Ⅰ〕服 装

(1) 規定の制服（男子：黒の詰襟・黒のストレートズボン、女子：紺サージのブレザー・スカート）を着用すること。

① 男子は左襟に学年章をつける。夏季は上衣を脱いで、白のカッターシャツを着用する。尚、気候に応じて指定のベストの着用を認める。

② 女子は校章と学年章を左胸につける。夏季は半袖ブラウスを着用する。尚、気候に応じて指定のベストの着用を認める。

※スカートは膝がかくれるようにスカート丈の長さを保つこと。（スカート丈は購入時の長さを保つこと。）

③ オーバー、マフラー、手袋等の防寒衣は着用を認めるが教室内では脱ぐこととする。

④ シャツ、ブラウスの裾はズボン、スカートの中に入れること。（女子夏服のブラウスは除く）

⑤ 履物は通学用、校内用を区別しない。必ず運動靴か、皮靴をはくこと。

(2) 身だしなみ

① 頭髮は清潔にし、特異な髪型、パーマ、染色、脱色等をしない。又、化粧もしない。（色付きリップも禁止）

② ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は身につけない。

〔Ⅱ〕礼儀交際

(1) 粗野な言葉づかいや行動をつつしむ。

(2) あいさつを励行する。

(3) 他者との交際は明朗、健全であること。

(4) 法律・公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけないように心掛ける。

〔Ⅲ〕校内生活

(1) 下校時刻は原則午後５時とする。尚、毎週月曜日は定時退校日とする。

(2) 土曜日・日曜日及び祝日等の休日は原則として登校しない。

(3) 生徒証は常に携帯し他人に貸与しない。

(4) 欠席・早退・遅刻等の際は必ず届出る。欠席・遅刻の場合は学校ホーム

ページの「欠席・遅刻連絡フォーム」に、保護者の方に入力してもらうこと。

- (5) クラブ室は使用規定を守り、活動に関係のない用具類などをおかないよう注意する。
- (6) 登校後は無断で外出しない。
- (7) 日常生活についての悩みや疑問はクラブ顧問や担任などに相談する。

〔Ⅳ〕そ の 他

- (1) 次の事項については予め学校の承認を受ける。
 - ① 部活動などのポスターや印刷物を掲示、刊行、配布するとき。
 - ② 校内外に於て活動などを行うとき。
 - ③ 校内に於て施設・設備を使用する必要があるとき。
 - ④ 考査1週間前から考査中にかけて部活動を行うとき。
 - ⑤ その他学校で承認を受けるよう指示した事項。
- (2) 単車・自動車について、下記に該当することが判明した場合、その内容によって、保護者同伴の上での懲戒等を伴う指導対象となります。
 - ① 登下校時に通学用として単車・自動車を利用していることが判明した場合。
 - ② 無免許運転・スピード違反などで家裁や警察での指導をうけたことが判明した場合。
 - ③ 暴走行為のために警察の指導を受けたり、暴走行為に参加したことが判明した場合。
 - ④ その他交通事故をおこし、他人に傷害を与えたり、反社会的な行為などのあった場合。
- (3) アルバイトは禁止です。学業やクラブ活動に専念すること。しかし、どうしても必要とする場合は、保護者とよく相談し、承諾を得た上、学校に届け出てから行なうこと。
- (4) スマートフォン・携帯電話等の電子機器（学校配付のタブレット端末や電子辞書を除く）は学習活動に不必要なものなので、休憩時間以外の校内での使用は禁止する。
- (5) 不必要な大金、貴重品は持参しない。どうしても持参しなければならない時は各自で管理を徹底するか、担任又はクラブ顧問に預けること。
- (6) 学割が必要な場合は所定の用紙に必要事項を記入し申し出ること。
- (7) 外出の際は行先、帰宅時刻等を家人に連絡する。なお、やむを得ない場合を除いて外泊しないこと。
- (8) 次のような行為のあった場合は、停学等を含む懲戒指導の対象となります。
 - 飲酒（所持・同席を含む）
 - 喫煙（所持・同席を含む）

- 考査時や提出作品での不正行為
- 暴力・暴言行為
- 交通規則違反・単車通学
- 暴走行為
- 窃盗・万引行為
- 人権を侵害する行為（SNS の不適切な使用も含む）
- 乗物の不正乗車
- 不健全な娯楽場への出入
- 深夜徘徊
- 公共物の故意的破損
- 賭け事
- 怠学
- 上記以外にも法律に違反する行為
- 携帯電話の再三にわたる使用ルール違反
- 生徒の本分にもとる服装、態度、行為をなし再三の注意に反省のない場合
- その他、指導委員会で懲戒および指導の対象と認めた行為

令和 7 年 4 月改訂